

～特別支援教育のさらなる充実を目指して～
金沢市特別支援教育指針の改定骨子（案）について

1 金沢市特別支援教育指針の改定について

本市の特別支援教育の充実のための行動目標を明示した現行指針は、平成21年3月に策定したもので、特別支援教育についての理解や支援の充実を目指してきました。

具体的には、「個別の教育支援計画」等の作成、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能化を図り、校内支援体制を整えるとともに、一人一人に応じた学習環境の整備や、交流及び共同学習を推進するなど「多様な学びの場」を充実させ、共生社会の実現を目指してきました。

しかしながら、策定から約10年が経過しており、その間に行われた特別支援教育に関する様々な法改正や特別支援教育を取り巻く状況の変化に適切に対応することが必要となったことから、国や県の動向、さらには関係機関・団体の取組状況等を踏まえて、本指針を時代に即した内容へと改定し、本市の特別支援教育の更なる充実を図ることとしました。

■ 現行指針の概要（構成）

- ・基本理念・基本方針
- ・幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談の充実
- ・学校における特別支援教育の体制の充実
- ・特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実
- ・教職員の専門性の向上
- ・金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等の充実
- ・特別支援教育の啓発と協力・協働
- ・共に学ぶ学校環境の整備

【関連計画】

- ・金沢市障害者福祉計画「ノーマライゼーションプラン金沢」（金沢市障害福祉計画・障害児福祉計画）
- ・「金沢市学校教育振興基本計画」（H27.1 策定）、「金沢市教育行政大綱」（H27.10 策定）

2 指針改定の背景と方向性について

■ 改定の背景

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（H24.7.23 中教審）
 - ・同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの重要性（連続性のある「多様な学びの場」の整備）
- 障害者権利条約の批准（H26.1）
 - ・合理的配慮の提供の義務
- 障害者差別解消法の施行（H28.4.1）
 - ・合理的配慮の提供の義務
 - ・不当な差別的取扱いの禁止
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（H29.3 文科省）
 - ・個々の障害の状態及び生活の実態に応じて、教育、医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の重要性
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）（H30.5.24 文科省）
 - ・幼稚園や保育所、認定こども園に加え、高等学校等への進学時における学校・保護者間の情報共有（引継ぎ）の重要性（乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備）

■ 改定指針の方向性

特別支援教育に関する基本理念・方針の変更を図った上で、これまでの本市の取組を成果と課題の評価を踏まえ、次の4つの観点から改定し、施策内容の充実を図る。

- ①共に学ぶことができる環境の整備と配慮
- ②自立と社会参加に向けた主体的な取組に対する支援の充実
- ③教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携強化（連携体制の充実等）
- ④特別支援教育サポートセンター（仮称）や幼児教育センター等の教育プラザが有する切れ目ない相談・支援機能との連携強化

■ 目指すべき方向性

子供一人一人の教育的ニーズに配慮した、多様できめ細やかな教育

3 主な改定内容について

改定の背景と現状における成果と課題を踏まえ、前述の4つの観点を盛り込み、基本理念と7つの基本方針を次のように改定します。

◆基本理念

○時代に即した基本理念へと改定

- ・共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
- ・子供の可能性を最大限に伸ばす教育の充実

◆基本方針

1 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談の充実

○教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を強化する（連携体制の充実等）ことを明記

- ・保育所等や医療機関との情報共有を強化し、保護者への早期からの就学相談を充実
- ・福祉部局との連携強化（障害者自立支援協議会/児童部会等への参画）
- ・教育プラザにおける個に応じた連続性のある支援の提供

2 学校における特別支援教育の体制の充実

○「個別の教育支援計画」を連携（情報共有）ツールとして一層効果的に活用することを明記

- ・合理的配慮の提供も含め、学校だけでなく地域での生活を含めた長期的な視点で一貫した支援の充実
- ・関係機関との連携を促進（協議、情報交換、相互理解の場の設置等）

3 特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実

○共生社会の実現に向けた学びの取組促進について明記

- ・特別支援教育の視点を生かした学級経営（互いの良さを認め合う意識の醸成）の実施
- ・通常の学級の他、通級指導教室や特別支援学級など、様々な学びの場を適切に設定
- ・タブレット PC 等の ICT 機器の活用による効果的な学びの研究と促進
- ・一体的に整備する小・中学校特学分校が果たす機能の整理

4 教職員の専門性の向上

○特別支援学級担当者や通級指導教室担当者の専門性・指導力の向上について明記

- ・「特別支援教育実践拠点校」での実践事例を活用するなど、特別支援学級担当者の専門性を向上
- ・児童生徒を多角的、かつ、総合的にアセスメントができる通級指導教室担当者を育成

5 金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等の充実

○特別支援教育サポートセンター（仮称）や幼児教育センター等の教育プラザが有する相談・支援機能との連携強化を明記

- ・専門職員を配置し、児童生徒、保護者及び教職員に対する支援の充実
- ・教職員、保育職員等を対象とした特別支援教育に関する研修の充実
- ・教育プラザの新たな機能を生かした幼児・就学・教育相談の充実
- ・特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実

6 特別支援教育の啓発と協力・協働

○共生社会の実現に向けた、意識醸成の取組について明記

- ・学校訪問や連絡会（研修会）等で、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現の重要性を指導・助言
- ・地域住民や関係団体との相互理解（関係づくり）に向けた協力や啓発活動の実施

7 共に学ぶ学校環境の整備

○連続性のある「多様な学びの場」の整備について明記

- ・通級指導教室や特別支援学級の適切な設置など基礎的環境の充実
- ・デジタル教材の有効活用や、特別支援教育支援員・学校看護師などの人的支援の充実